管理職手当に関する規則の一部を改正する規則.

人委規則

目

次

める額

び当該職に係る前項の規定による区分に応じ、別表第三の管理職手当の額の欄に定 職員に適用される給料表の別並びに当該職員又は当該学校職員の属する職務の級及

十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用され

当該職員又は当該学校職員に適用され

3月30日

平成 19年 (金曜日)

| 再任用職員 (次号に掲げる職員又は学校職員を除く。) 当該職員又は当該学校 前項の規定による区分に応じ、別表第二の管理職手当の額の欄に定める額 る給料表の別並びに当該職員又は当該学校職員の属する職務の級及び当該職に係る 三号に掲げる職員又は学校職員を除く。) た職員又は学校職員 (以下「再任用職員」という。) 以外の職員又は学校職員 (第

三 地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員又は 例第三十号。 学校職員 当該職員又は当該学校職員に適用される給料表の別並びに当該職員又は は、その端数を切り捨てた額) する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額 (その額に一円未満の端数があるとき り定められた当該学校職員の勤務時間を学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定 条例第十一条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。 額)又は学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和四十六年山口県条 を乗じて得た額 (その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた 員の勤務時間を職員勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数 の規定により読み替えて適用される場合を含む。) の規定により定められた当該職 下「職員勤務時間条例」という。) 第二条第二項 (任期付職員条例第十一条第一項 員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山口県条例第十一号。 た職員又は学校職員にあつては、別表第二) の管理職手当の額の欄に定める額に職 号。以下「任期付職員条例」という。) 第四条の規定により任期を定めて採用され 表第三 (一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成十四年山口県条例第五十 当該学校職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分に応じ、 以下「学校職員勤務時間条例」という。) 第三条第二項 (任期付職員)の規定によ 以

附則第二項を削り、 附則第一項の見出し及び項番号を削る。

局長 (人事委員会の定めるものを除く。 政策局長 農林総合技術センター所長」大阪事務所長 ľ 25 100 を を「一種」に改め、「理事 (人事委員会の 理事。」 ĺĆ 「大阪事務所長」 出理総 納事合 を

毎週火・金曜日発行

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成十九年三月三十日

山口県人事委員会規則第七号

Щ 県 人 事 委

員

会

Щ

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

ように改正する。 管理職手当に関する規則(昭和四十年山口県人事委員会規則第十六号)の一部を次の

第二条を次のように改める。

(職の範囲及び支給額)

第二条 手当を支給する職は、別表第一に掲げる職とする 職員給与条例第八条の二及び学校職員給与条例第十条の二の規定により管理職

から七種までに区分するものとする。 前項に規定する管理職手当を支給する職は、別表第一に定めるところにより、

種

別表中

支給割合

を

X

分

に改め、

同表知事の事務部局の項中

の各号に掲げる職員又は学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 第一項に規定する職を占める職員又は学校職員に支給する管理職手当の月額は、 次

地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第二十八条の四第一項、 第二

次長」 に 100 を「 種 ľĆ 育成学校長」 を

水林畜家大病農農農業 産業産畜島害業業試試 京導験健地防験験験場場 な力となった。 大病農農業業試試 大究導験健地防験験場場場 な力となった。 大学校副校長 長務 大学校副校長 大学校副校長 大学校副校長 大学校副校長 大学校副校長 興きせつ 所

ン試 ク験ー場

所長

を 削

ij

部次 長長

を「 総

長

土水水農農農農下農農職産産育中ここ環環健健美県監主 木産産林林林林関林林業業業成央ここ境境康康術税察任 事研研総総総総総水事事能技技学児ろろ保保福福館事監検 務究究合合合合合産務務力術術校童のの健健祉祉副務 査 所セセ技技技技技技技版所所開セセ長相医医セセセセ的所 監 次ンン術術術術術興部次発ンン 談療療ンンンン長次

委員会の定めるものを除く。

ンタター

·総看護師長」

身体障害者更生相談所長」

及 び「

農林事務所次長」

を

削

IJ

学校安全管理監

育研修所次長

企

特別支援教育推進室次長

本庁課長

報

長(人事委員会の定める をリー次長 をリー次長(人事委員会の定める をリー次長(人事を)といる。 所セセタタタタ(長 次ンンーー 表 長タタ部次副次美人 ーー長長部長統事 御長(人事委員会の館・浦上記念録事委員会の定める 総事 看務 護局 師次 長長 定る めも 会の館る の定副も るのもを 定め館の める長を の除く。 るもを除 もの除く ク験場 を除く。 のをく 所長 を除 除く 툱

> に 100 を 種 に 改

> > 長長

に改め、

土木事務所次長」

の

下に「

(人事委員会の定めるものに限る。

L

を

加

水畜畜家大農農農 産産産畜島業業試 研試試保農試試試 究験験健地験験験 セプスター

を

農林総合技術センター農業技術部美農林総合技術センター農業技術部萩農林総合技術センター農業技術部萩農林総合技術センター 畜産技術部徳恵林総合技術センター 食品加工研究

美萩徳室究究 東柑佐長室室

長長

長長

次長

め

Ż,

県史: 編さん室次長 (人事委員会の定めるものに限る。 _ 及 び 東検 京事務所次長行査監 **入**

の 定めるものに限る。 委員会の定めるものに限る。)」を加え、 「県税事務所徴収監」 を削り、 県税事務所次長」 を削り、 の下に「 消費生活セン (人事委員会 ター

次長」 を 美消東 術費事 館生務 記 館長(萩美術館・浦上記念館副館長に限っセンター次長の上記の定めるものに限る。所次長(人事委員会の定めるものに限る。 浦上記念館副館長に限る。 に改め、

健

康福

ター センター 副 部 長 次長」 の下に の 下に「 人事委員会の定めるものに限る。 (人事委員会の定めるものに限る。 _ を加え、 _ を 環保社 境健会 保所福 健 康福 健次祖研長事究 務 祉セン

次長 を

センター 企 画情報室 長 環環 境境保保 健健セン ンシター 企副 画部情長 報 室長」 に改め、 ここ ここ ろろ のの 医医 療療

土木事

蓩

所

用

地

監

を

削

IJ

100

を

五

種

に

萩衛

看生

護看

学護

校学

教院

頭教

を

頭

松萩衛検用徴 光看生查地収園護看監監監 校学 教院 頭教 頭

ľĆ

10

を

六

種

に

改

め

同 表

議

会

の

事

務

部

局

. の 項

長学護 100

を「三種」 25 100 を ビ _ 種 ĺĆ 100 を「 局 次長」 五種」 に改め、 を 審局 議次 監長 同 表教育委員会の ľĆ 100 を「一 事務部| 局の 種

項

中「

育

ビ

16

100

所長」 を 削 ij を「 種 ビ を「一 種 ビ

100 20 100

教育研修所次長 文書館長 美術館副館長 博物館副 図書館副館長 企 特別支援教育推進室次長 本庁課長 館長 (人事委員会の定めるものを除く。 (人事委員会の定めるものを除く。 $\frac{16}{100}$ を

改 め 専館門副 監館

三種

学美 芸術

Ξ

挙管理委員会の事務部局の項中 長 (人事委員会の定めるものに限る。 博物館副館長 図書館副館長 (人事委員会の定めるものを除く。

を削り、

を「五種」に改め、

同表選

に

<u>12</u> 100

を

五種

ľĆ

10/10 (人事委員会が別に定めるものにあ

つては、

 12×100)」を「六種(人事委員会が別に定めるものにあつては、五種)」に、

四 種

表高等学校の項中

の項中「25 100」を「一種」に、 「16 100 を「三種」に改め、 12 100 を「五種」に改め、 <u>12</u> 100 同表監査委員の事務部局の 同表人事委員会の事務部局

警察本部の項中 項中 25 100 **を「一種」に**、 20 100 を「二種」に改め、 <u>16</u> 100 **を**「三種」に、 12 100 を「五種」に改め、 同表

機動捜査隊長. 及び 交通安全施設管理的設管理官

官 を削り、 宇部警察署副署長及び下関警察署副署長に限る」を「及び長府警察署

副署長を除く」 ながと船長 ビ 16 100 を「三種」 ľĆ <u>12</u> 100 を

組織犯罪捜査指導官 警察署副署長に限る。 警察署副署長(岩国警察署副署長、 機動捜査隊長 装備管理官 施設管理官 会計監査室長 ながと船長 交通安全施設管理官 防府警察署副署長、 山口警察署副署長及び長府 周南警察署副署 五種 四 種

Щ

に改め、 同表労働委員

会の事務部局の項中「 に改め、 同表海区漁業調整委員会の事務部局の項中 25 100 を「 種 ΙĆ 16 100 を「三種」 12 100 を「五種」に改め、 ビ 12 100 を「 同 五

> は 16 100 学校、 14 100 L る 四種又は五種)」に改め、同表中等教育学校の項中 | 五種」 $10 \over 100$ (人事委員会が別に定めるものにあつては、その定める区分に応じ、 $12 \over 100$ 又は اث 聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、 を「 六種 (人事委員会が別に定めるものにあつては、その定める区分に応じ を「三種又は四種」に、 $\begin{bmatrix}10\\0\end{bmatrix}$ を「六種」に、「 $8\begin{bmatrix}0\\0\end{bmatrix}$ を「七種」に改め、 ľ 10 100 10 100 を「六種」に改め、 を「六種」に改め、 同表を別表第一とし、 を「五種」に、 同表盲学校、 12 100 16 100 を「三種」に、 聾学校及び養護学校の項中「盲 14 100 ス は 16 100 同表の次に次の二表を加え を「五種」に、

14 100 又

12 100

を

を「三種又は四

別表第二 行政職給料表管理職手当月額表 (第2条関係

O N	ريار 14% ع		, 15X	7 %[7.	O	0 %17.	9 級	職務の級
5 種	4 種	3種	3種	2 種	2種	1種	1種	区分
51,000	62,000	72,000	77,000	88,000	94,000	117,000	130,000	管理職手当の額

 $\frac{14}{10}$ 又は $\frac{16}{10}$ 」を「三種又は四種」

89,000	3種	O MX
102,000	2種	11% C
96,000	3種	
110,000	2種	4 級
円 137,000	重 1	
管理職手当の額	区分	職務の級

59,000	5種	
71,000	4 種	C NX
83,000	3種	
103,000	2種	

낡

医療職給料表(一)管理職手当月額表

ت

教育職給料表(二)管理職手当月額表

2級

6種 6種 5種 3種 5種 4種 3種

7種

33,000 41,000 43,000 54,000 75,000 56,000 68,000 円 79,000

3級

59,000	5種	
71,000	4 種	C NX
83,000	3種	L %Ir
103,000	2種	
管理職手当の額	区分	職務の級
研究職給料表管理職手当月額表	給料表管理	二研究職組

53,000	5種	4級
57,000	5種	5級
日 62,000	5種	6級
管理職手当の額	区分	職務の級

H

教育職給料表(一)管理職手当月額表

職務の級

|X|

分

管理職手当の額

4級

海事職給料表管理職手当月額表	·	
67,000	4種	/
78,000	3 種	7 ፉቡ
79,000	3種	C WX
90,000	2種	ህን 8
95,000	2種	9級
管理職手当の額	区分	職務の級

口公安職組	給料表管理	公安職給料表管理職手当月額表
職務の級	区分	管理職手当の額
9 級	2種	95,000
0 %IT	2 種	90,000
0 88	3種	79,000
7 417	3種	78,000
\	4種	67,000

6種

65,000	4 種	C NX
75,000	3 種	ري. م
円 77,000	3種	7 級
管理職手当の額	区分	職務の級
医療職給料表臼管理職手当月額表	給料表(三)管	ト 医療職績
72,000	3種	6級
円 76,000	3種	7級
日年報プログ県		4B& 引力 Vン iiVX

72,000	3 種	6級
76,000	3種	7 級
管理職手当の額	区分	職務の級

>

医療職給料表(二)管理職手当月額表

43,000	6 種	U Ž
53,000	5種	7% C
54,000	5 種	
65,000	4 種	4級
76,000	3 種	
管理職手当の額	区分	職務の級

 \geq

海事職給料表管理職手当月額表

職務の級

公

管理職手当の額

50,000 四

Ψ

教育職給料表(一)管理職手当月額表

6級

3種 3種

4種

49,000 58,000 職務の級

|X|

分

管理職手当の額

円 66,000

医療職給料表(三)管理職手当月額表

7級

 $\|\cdot\|$

研究職給料表管理職手当月額表

4級 5級 6級

5種 5種 5種

40,000 44,000

職務の級

X

公

管理職手当の額

32,000	6種	
40,000	5種	O WX
48,000	4種	77. A
56,000	3種	
63,000	3種	\
72,000	2 種	7 417
79,000	2種	O N
99,000	1 種	٥ %بت
円 112,000	1種	9 級
管理職手当の額	区分	職務の級
二(弟〈宋判所) 行政職給料表管理職手当月額表	2 無判係)給料表管理	別を第二(第一人)行政職組

/ 放 4種	7 % 3 種	3種		9級 2種	
52,0	61,0	67,0	77,0	83,0	

職務の級 区 分 管理職手当の額 9級 2種 83,000 8級 2種 77,000 3種 67,000	52,000	4種	/ #XX
区分管理職手 2種 2種	61,000	3種	7 %ቤ
区 分 管理職手 2種 2種	67,000	3種	
区分 管理職手	77,000	2種	
区分	83,000	2種	9級
	管理職手当の額		職務の級

噩	
開発の級	公安職!
×	合米斗君
\$	料表管理
管理職手当の額	理職手当月額表

/	
医療	
觀	
料表	
王 御 手	
半	
月額	
張	

職務の級

 $|\mathbf{x}|$

分

管理職手当の額

6級

3種

57,000

65,000 田

7級

3種

3級 2種 78,000 3種 68,000	4級 2種 92,000 3種 81,000	<u>→</u>	職務の級 区分 管理職手当の額
--------------------------	--------------------------	----------	-----------------

78,000	2 種	i
81,000	3種	
92,000	2 種	4級
115,000	1種	
管理職手当の額	区分	職務の級
医療職給料表()管理職手当月額表	給料表(一)管	ホ 医療職績
49,000	5種	
59,000	4 種	U NX
68,000	3種	L %I
78,000	2 種	

53,000	種	5	
63,000	4種	4	4級
74,000	種	3	
管理職手当の額	公公	×	職務の級

1

Щ

ے 教育職給料表(二)管理職手当月額表

33,000	6種	
41,000	5種	3 級
51,000	5 種	
62,000	4種	4級
72,000	3種	
管理職手当の額	区分	職務の級

附 則

(施行期日) この規則は、 平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置) は一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)第 職員には、改正後の管理職手当に関する規則第二条の規定による管理職手当の額のほ 又は学校職員が受ける管理職手当の額と均衡を失すると認められるときは、あらかじ 規則の施行の日 (以下「施行日」という。) の前日においてその者が受けていた管理 額)を管理職手当として支給する。 合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた か、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割 め人事委員会の承認を得て定める額)をいう。)に達しないこととなる職員又は学校 職手当の額 (その額が施行日においてその者と同一の給料表の適用を受ける他の職員 管理職手当に関する規則第二条の規定による管理職手当の額が経過措置基準額 (この 十条の二の規定により管理職手当の支給を受ける職員又は学校職員のうち、改正後の 一般職の職員の給与に関する条例 (昭和二十六年山口県条例第二号) 第八条の二又

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の五十 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで「百分の七十五 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の百

> (その他) 兀 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで「百分の二十五

める。 前項に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、 人事委員会が定 平成十九年三月三十日発行平成十九年三月三十日印刷

発発 行行 人所

口県知事 定

ЩЩ

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)